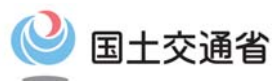


落水を伴う 事故の救命胴衣着用状況

着用率 100%を目指して！



国土交通省

運輸安全委員会事務局 神戸事務所

Japan Transport Safety Board (JTSB)

はじめに

近年、船舶事故は減少傾向にあるものの、海洋レジャーが盛んになっていることからプレジャーボートによる事故は増加傾向にあり、また、小型漁船による事故は依然として多発しています。

これらの船舶事故には、落水を伴うことが多く、平成20年4月には、救命胴衣の着用義務範囲が拡大されましたが、いまだ落水による死亡者、行方不明者を伴う事故が後を絶ちません。

そこで、運輸安全委員会事務局神戸事務所では、平成20年10月から平成23年3月までに公表した神戸事務所の管轄区域内で発生した船舶事故のうち、落水を伴う場合における救命胴衣の着用状況をまとめました。

その結果、救命胴衣を着用していた場合の生存率は、着用していなかった場合に比べて4倍に達することが分かりました。

これにより、救命胴衣着用の有効性をご理解いただき、今後は、落水による犠牲者を極力減少させるため、最終的に救命胴衣の着用率100%が達成されることが望まれます。



目次

1	発生状況	
(1)	船種別・トン数別の発生状況	1
(2)	救命胴衣の着用率	1
(3)	救命胴衣の着用と非着用による生存率	1
2	事故事例	
事例 1		2
事例 2		3
事例 3		4
3	まとめ	5



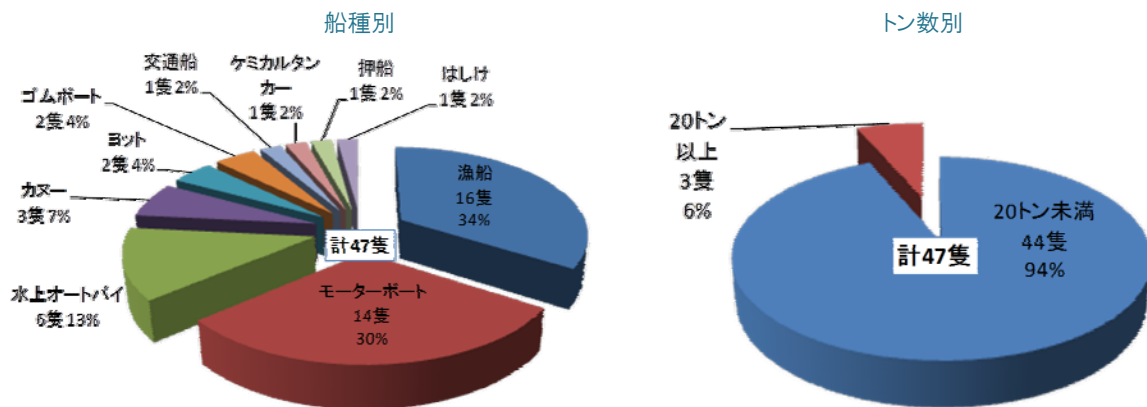
1 発生状況

平成20年10月から平成23年3月までに公表した事故調査報告書のうち、落水を伴う事故(46件、47隻、89人)の発生状況を分析したところ、以下の通りです。

(1) 船種別・トン数別の発生状況

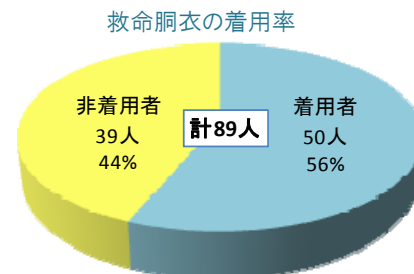
船種別で見ると、92%が漁船とプレジャーボートとなっています。(漁船34%、モーターボート30%、水上オートバイ13%、カヌー7%、ヨット4%、ゴムボート4%)

また、トン数別では、94%が20トン未満の小型船舶等となっています。



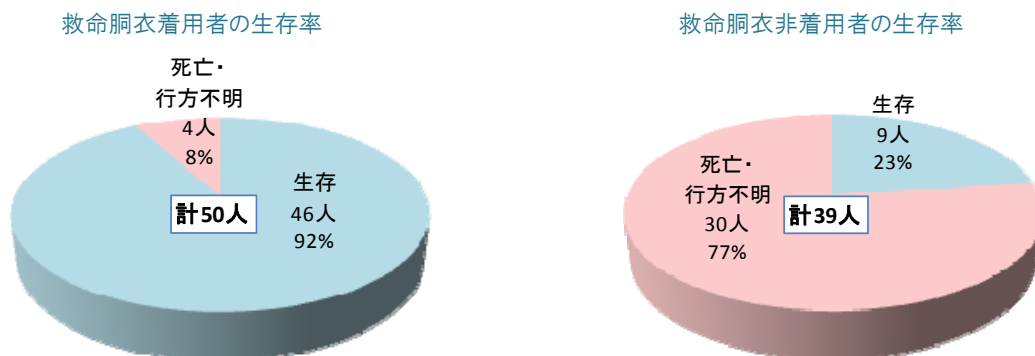
(2) 救命胴衣の着用率

落水した89人のうち、50人が救命胴衣を着用していたことから、着用率は56%になります。



(3) 救命胴衣の着用と非着用による生存率

落水者のうち、救命胴衣を着用していた場合における生存率は92%で、着用していなかった場合における生存率は23%となり、4倍の差があります。



救命胴衣着用の場合は、生存率が4倍！

2 事 故 事 例

事例 1

航行中、波が船内に打ち込んで船尾が水没した事例

救命胴衣に関する情報

- 船長及び同乗者2人 救命胴衣を着用していた。

事故の概要

日時 4月26日 午前9時18分

概要

モーターボートA（以下A船）は、船長ほか同乗者2人が乗船し、バス釣りのため、琵琶湖を航行中、帰航しようと西寄りの波高約2mの波を船首に受けながら西進していたところ、船首が波に乗り上げたのち、機関が停止して操縦不能となり、波が船内に打ち込んだ結果、船尾側から水没し、船首部分だけが浮いた状態になった。

船長及び同乗者2人は、**事故の1時間12分後**、A船とともに流されて定置網の棒につかまっていたところを消防艇に**救助**された。

気象海象 強風注意報発表中、雨、南西の風、風速約8～10m/s
西寄りの波、波高約2m



A船 主要目

総トン数:5トン未満

登録長:4.70m

機関:ガソリン機関(船外機)



事例 2

漁ろう中、磯波を受けて転覆した事例

救命胴衣に関する情報

- 船長及び甲板員2人 救命胴衣を着用していなかった。

事故の概要

日時 5月28日 午前7時05分

概要

漁船 B（以下 B 船）は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、強風、波浪注意報が発表されていた徳島県美波町沖において刺し網を揚網中、プロペラに漁網を巻き込み、航行不能となり、西方の美波町小辰巳島沿岸に流され、磯波を受けて転覆し、乗組員全員が落水した。

船長と甲板員1人は小辰巳島南西岸に漂着し、海上保安庁のヘリコプター及び遊漁船にそれぞれ救助されたが、残る甲板員1人は行方不明となった。

気象海象 曇り、北～北東の風、風速約3～5m/s（時折約8～9m/sに達していた）
東方からの波、波高約2m



B 船 主要目

総トン数:1.8トン

登録長:9.05m

機関:ディーゼル機関



事例 3

航行中、波が船内に打ち込んで船尾が水没し、水船となった事例

救命胴衣に関する情報

- 船長及び同乗者5人 全員が救命胴衣を着用していた。

事故の概要

日時 11月1日 午後2時00分

概要 モーターボート C（以下 C 船）は、船長ほか同乗者5人が乗船し、京都府宮津港での遊覧を終え、帰港のため、同府舞鶴港沖を航行中、海上が時化模様となったことから最寄りの海岸に向かっていたところ、波が船内に打ち込んで船尾部が浸水し、その後、再度打ち込んだ波により水船となって、機関が停止した。

乗船者は**全員離船して海面を漂い、間もなく付近の海岸に上陸した**。その後、C船は、付近の海岸に打ち揚げられて船体が大破した。

翌日、海上保安庁のヘリコプターによって上陸した6人が発見され、**全員救助**された。

気象海象 海上風警報発表中、雨、北の風、風速約8～13m/s、視程約2,000m
波高約2m、水温約18℃



C船 主要目

総トン数:5トン未満
登録長:5.96m
機関:ガソリン機関

救命胴衣の着用は義務です

救命胴衣の着用は、法律により義務付けられています。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則)



水上オートバイ等の
特殊小型船舶乗船



小型船舶に乗船中の小児
(12歳未満)



1人で小型漁船に乗船し
漁ろうをしている者

あなたの命を守るために

以前は、救命胴衣といえば、「かさばる」、「着けると動きにくい」というイメージがありましたが、最近ではコンパクトで軽量なものも販売されています。目的に応じて適切な救命胴衣を選び、必ず着用するように心がけましょう。

救命胴衣を着用していれば救助できたと考えられる事故もあります。また、万一、海中に転落した場合でも、2ページの事例にもあるように、浮いていれば救助される可能性が非常に高まります。

救命胴衣は船に積むだけではなく、必ず着用するように心がけましょう。

自分の身は自分で守るという意識を持ち、安心・安全のために、日頃から救命胴衣の着用を習慣づけるようにしてください。





生死を分けた救命胴衣

平成15年9月15日、ヨットAは、船長ほか、大人6人と子供5人を乗せて琵琶湖でクルージング中、北寄りの強風を受けて転覆・沈没し、乗船者全員が湖面に投げ出され、子供3人を含む6人が死亡・1人が行方不明となった。

当時、滋賀県北部には強風注意報が発表されていた。

当時、乗船中に救命胴衣を着用していた子供2人は無事救助されました。



引き揚げられたA号



運輸安全委員会事務局 神戸事務所

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1番1号

神戸第2地方合同庁舎10階

TEL 078-331-7258

FAX 078-392-1649

